

# SMBC (CHINA) NEWS



SMBC  
SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION  
(CHINA) LIMITED

2018年7月31日

## 上海市、地域本部・R&Dセンターへの補助金政策を公布

上海市商務委員会・上海市財政局は2018年6月27日付で、《改訂後の〈上海市：多国籍企業地域本部発展奨励特別資金の使用および管理弁法〉印刷・公布に関する通知》（滬商外資[2018]190号、以下「本弁法」）を公布しました。本弁法は、2018年8月1日より施行され、有効期限は5年となります。

2017年1月、上海市政府は《改訂後の〈上海市：多国籍企業地域本部設立奨励に関する規定〉印刷・公布に関する通知》（滬府発[2017]9号）の公布により地域本部奨励政策を改定した際、具体的な補助金規定（滬府弁発[2012]51号）を廃止しました。

その後、新たな補助金規定は正式に公布されていませんでしたが、本弁法により補助金の種類・金額・申請基準・申請書類などが改めて明確化されました。

なお、本弁法の補助金の対象として、従前の「多国籍企業地域本部」に加え、「外資研究開発センター」が新たに含まれています。

※ 滬府発[2017]9号の詳細は、SMBC NEWS【2017】7号ご参照。弊行ホームページにてご覧いただけます。  
([http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global\\_information/smbccnrep.html](http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html))

### 1. 多国籍企業地域本部向けの補助金の概要

#### (1) 多国籍企業地域本部の定義

- 国外で登記された親会社が上海市で設立し、投資または授権の形式で一つの国家以上の区域内の企業に対して管理・サービスの職能を履行する唯一の総機構
- 多国籍企業は、外商独資の投資性公司・管理性公司などの独立法人資格を有する企業組織の形態で、上海市に地域本部を設立

#### (2) 補助金の種類・支給基準・申請書類

項目	金額・支給方法	申請書類
<b>開設補助金</b> ・ 上海市への登記・転入：2008年7月7日以降 ・ 登録形態：投資性公司 ・ 払込済登録資本：3,000万米ドル超 ・ 従業員数：10人以上	・ 500万元 ・ 40%・30%・30%の比率で3年間支給	① 上海市多国籍企業地域本部発展奨励特別資金申請表（以下「申請表」）（原本） ② 会社の批准証書（または備案受領書）・営業許可証（写し） ③ 社会保険を納付している在職従業員リスト・労働契約書のサンプル ④ 親会社から地域本部責任者への任命書 ⑤ 市商務委員会の地域本部認定に関する批准回答（写し）

# SMBC (CHINA) NEWS



**SMBC**  
SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION  
(CHINA) LIMITED

項目	金額・支給方法	申請書類
<p><b>オフィス賃借補助金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上海市への登記・転入：2008年7月7日以降</li> <li>払込済登録資本：200万米ドル超</li> <li>従業員数：10人以上</li> </ul> <p>※受給期間は、自社用オフィスの賃貸・転賃・用途変更は不可。違反した場合、要返金</p>	<p><u>自社用オフィスの賃借</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>賃借料基準 ≤1㎡あたり8元/日</li> <li>面積基準 ≤1,000㎡</li> <li>支給額：賃借料の30%</li> <li>毎年支給（3年間）</li> </ul> <p><u>自社用オフィスの購入・建設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準・支給額は同上</li> <li>3年分を一括支給</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>申請表（原本）</li> <li>会社の批准証書（または備案受領書）・営業許可証（写し）</li> <li>社会保険を納付している在職従業員リスト・労働契約書のサンプル</li> <li>親会社から地域本部責任者への任命書</li> <li>市商務委員会の地域本部認定に関する批准回答（写し）</li> <li>自社用オフィスの賃借協議、または自社用オフィス購入の建物購入契約、もしくはオフィス自己建設の不動産権利証（写し）</li> </ol>
<p><b>奨励金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定：2008年7月7日以降</li> <li>払込済登録資本：200万米ドル超</li> <li>年間売上額：5億元以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間売上額毎の金額を累計して支給（各1回限り）</li> <li>40%・30%・30%の比率で3年間支給</li> <li>5億元以上～10億元未満の部分に対して500万元</li> <li>10億元以上～15億元未満の部分に対して300万元</li> <li>15億元以上の部分に対して200万元</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>申請表（原本）</li> <li>会社の批准証書（または備案受領書）・営業許可証（写し）</li> <li>商務主管部門の地域本部認定に関する批准回答（写し）</li> <li>会社が奨励政策享受の規定額に到達した年度の財務監査報告（写し）</li> </ol>
<p><b>ハイレベル職能補助金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2012年1月1日以降に上海市に新たに設立した多国籍企業のアジア地区・アジア太平洋地区・それ以上のエリアの本部</li> <li>または設立済の多国籍企業地域本部が2012年1月1日以降に上記地域の本部に昇格</li> <li>払込済登録資本：200万米ドル超</li> <li>従業員数：50人以上</li> <li>かつ親会社が任命した責任者・本部の職能に関わる主要高級管理人員が上海常駐で就労</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>300万元</li> <li>一括支給</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>申請表（原本）</li> <li>会社の批准証書（または備案受領書）・営業許可証（写し）</li> <li>商務主管部門の地域本部認定に関する批准回答（写し）</li> <li>親会社または本社が会社のウェブサイト上に発表した地域本部設立の証明資料</li> <li>社会保険を納付している在職従業員リスト・労働契約書のサンプル</li> <li>親会社から地域本部責任者への任命書；</li> <li>地域本部の責任者・本部の職能に関わる高級管理人員の就業証明（写し）、かつ当該地域本部が作成する書面資料、これには当該責任者・高級管理人員の上海駐在の就労年限を説明し、就労期間に正常に納税済であることを承諾</li> <li>自社用オフィスの賃借協議、または自社用オフィス購入の建物購入契約、もしくはオフィス自己建設の不動産権利証（写し）</li> </ol>

※ 申請表は一式5通、その他資料は一式2通で、写しには会社の公章（社印）の押捺が必要（以下、同様）

# SMBC (CHINA) NEWS



**SMBC**  
SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION  
(CHINA) LIMITED

## 2. 外資研究開発センター向けの補助金の概要

### (1) 外資研究開発センターの定義

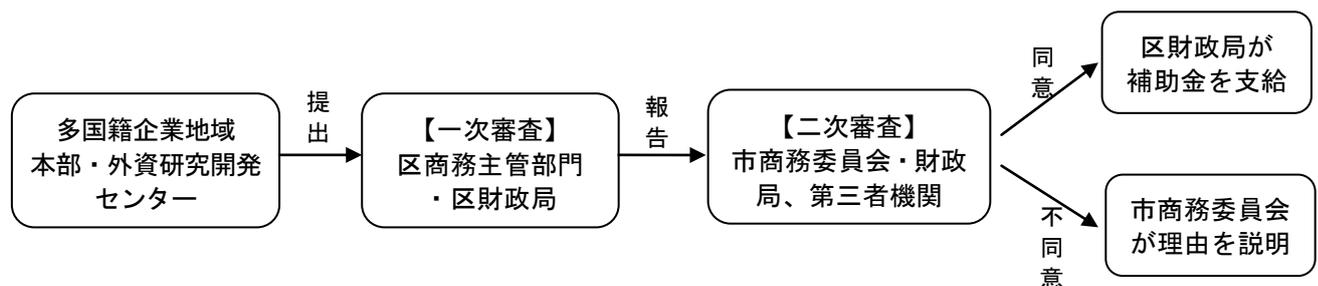
- 外国投資家が法に基づき設立し、自然科学およびその関連技術分野の研究開発・実験開発に従事する（研究開発活動サービスのための中間実験を含む）機構

### (2) 補助金の種類・支給基準・申請書類

項目	金額・支給方法	申請書類
<b>開設補助金</b> ・ 認定：2017年10月10日以降 ・ 研究開発者：100人超 ・ 登録形態：外資グローバル研究開発センター、独立法人資格を有する外資研究開発センター	・ 500万円 ・ 40%・30%・30%の比率で3年間支給	① 申請表（原本） ② 会社の批准証書（または備案受領書）・営業許可証（写し） ③ 社会保険を納付している在職研究開発者リスト・労働契約書のサンプル ④ 市商務委員会の外資研究開発センター認定に関する批准回答（写し）
<b>オフィス賃借補助金</b> ・ 認定：2017年10月10日以降 ・ 研究開発者：100人超 ※支給期間は、自社用オフィスの賃借・転賃・用途変更は不可。違反した場合、要返金	<b>自社用オフィスの賃借</b> ・ 賃借料基準 ≤1㎡あたり8元/日 ・ 面積基準 ≤1,000㎡ ・ 支給額：賃借料の30% ・ 毎年支給（3年間） <b>自社用オフィスの購入・建設</b> ・ 基準・支給額は同上 ・ 3年分を一括支給	① 申請表（原本） ② 会社の批准証書（または備案受領書）・営業許可証（写し） ③ 社会保険を納付している在職研究開発者リスト・労働契約書のサンプル ④ 市商務委員会の外資研究開発センター認定に関する批准回答（写し） ⑤ 自社用オフィスの賃借協議、または自社用オフィス購入の建物購入契約、もしくはオフィス自己建設の不動産権利証（写し）

## 3. 申請フロー

各種補助金の申請フローは以下の通りで、必要書類を所属区の商務主管部門に提出し審査を受けます。



以上

**SMBC (CHINA) NEWS**

**SMBC**  
SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION  
(CHINA) LIMITED

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

**ご照会先**

本店：上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 11 階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999  
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路 8 号 上海万都中心 12 階 1、12、13 号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199  
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 15 階 15T21 室/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-3860-9999  
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街 1 号 市府恒隆広場 16 階 1606 室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781  
 北京支店：北京市朝陽区光華路 1 号 北京嘉里中心北樓 16 階 1601 号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080  
 天津支店：天津市和平区南京路 189 号 津匯広場 2 座 12 階 /電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111  
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路 20 号 濱海金融街東区 E2B8 層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333  
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路 28 号 蘇州高新國際商務広場 12 階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500  
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西 2 号 國際大廈 16 樓/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028  
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道 333 号 科創大廈 8 樓/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552  
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路 399 号 台協國際商務広場 2001-2005 室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500  
 杭州支店：杭州市下城区延安路 385 号 杭州嘉里中心 2 幢 5 階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699  
 広州支店：広州市天河区華夏路 8 号 國際金融広場 12 階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028  
 深圳支店：深圳市福田区中心四路 1 号 嘉里建設広場二座 23 層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707  
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路 22 号 重慶長江國際 1 棟第 34 階 02 号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301  
 大連支店：大連市西崗区中山路 147 号 森茂大廈 4 樓-A 室 /電話：86-(411)-3905-8500・FAX 番号：86-(411)-3905-8599